一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第千三百十五号中部広域都市計画及び那覇広域都市計画下水道事業中城湾流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十九年三月二十一日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の４第１項第２号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、平成27年４月６日から施行する。

平成27年３月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
利根川水系	利根運河	船舶
	江戸川	船舶
	坂川	船舶
	坂川放水路	船舶
	旧江戸川	船舶
	中川	船舶
	大場川	船舶
	大場川放水路	船舶
	三郷放水路	船舶
	第二大場川	船舶
	綾瀬川	船舶
	綾瀬川放水路	船舶

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成27年３月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道50号	茨城県筑西市飯島字聖天1175番１から同市栗島字岡637番１まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年３月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道50号	茨城県筑西市飯島字聖天1175番１から同市栗島字岡637番１まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年３月27日

中国地方整備局長　尾藤　勇

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道191号	下関市武久町二丁目1055番３から下関市安岡駅前二丁目276番８まで

２　指定する期日　平成27年３月28日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成27年３月27日

中国地方整備局長　尾藤　勇

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道191号	下関市武久町二丁目1055番３から下関市安岡駅前二丁目276番８まで

２　指定する期日　平成27年３月28日